

警 察 庁

犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書について

1 経緯

政府の第2次犯罪被害者等基本計画に基づき開催された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の提言を受け、精神医学、臨床心理学、被害者学等の有識者から成る「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」（座長：中島聡美（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所犯罪被害者等支援研究室長）を警察庁に設け、昨年3月から本年3月にかけて計5回開催し、報告書を取りまとめたもの。

2 報告書概要

(1) 精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支援制度等の現状

既存の制度である、保険診療による医療費負担額軽減、犯罪被害給付制度、警察が所管するカウンセリング制度、民間犯罪被害者支援団体・教育研究機関等が行うカウンセリング等の現状を確認した。

(2) 犯罪被害者に対する心理療法等の現状

犯罪被害者に対する心理療法等の現状を明らかにするため、医師、心理職を対象として実態調査を実施し、犯罪被害者等にとって、心理療法等の費用が経済的負担となっているなどの実態を確認した。

(3) 犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する施策の在り方

心理療法等に係る犯罪被害者等の自己負担の各種軽減方策を検討した上で、以下の趣旨の提言がなされた。

- 一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度は犯罪被害者にとって利用しやすいものであり、国の支援・関与の下でこれを全国展開していくことが望ましい。
- 同制度の周知や、心理療法等の実施者の養成を強化することを期待する。